

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（第1回3者協・確定期の要請特集号） 2025年10月27日 NO. 757

第1回3者協・確定期の要請を10月23日

「学校における働き方改革」が進められています。本年6月11日、給特法等の改正案が国会で成立しました。教職調整額の増額は、1972年に給特法が施行されて以降、初めてのことです。超過勤務時間を縮減する取り組みも進められています。8月末の文部科学省の概算要求では、教職調整額の増額や教員定数の改善（中学校の35人学級）などの項目が盛り込まれました。9月26日には、文部科学省は働き方改革の「指針」を全国の教育委員会に通知しました。

これらのことは、学校に働く教職員にとって、時代を画する重大な事態です。「指針」に関する要求を中心に、以下のことに見解を表明し要求を行います。

I. 3者協の基本的要求について

教員の「職務の特殊性」や「勤務形態の特殊性」をことさらに強調するのではなく、民間労働者や他の一般公務員、私立学校や国立大学付属校の教員と同様に、労働者として処遇するべきです。

超過勤務についても、教員が超過勤務をすることを前提にするのではなく、勤務時間が終了したら帰宅できるようにするべきです。

1. 基本給を大幅に引き上げることを求める。教職調整額を廃止し、教員にも超過勤務手当を支給することを求める。
2. 業務は、勤務時間内で終了させることを求める。勤務時間は、1日7時間45分、1週38時間45分。教員に超過勤務を命令できるのは、いわゆる超勤4項目のみ。在校等時間や上限時間の設定については、問題がある。超過勤務することが前提のように検討がされているが、問題である。超過勤務時間の縮減のための実効性ある具体策を求める。

II. 当面する課題に対する要求について

文部科学省や東京都教育委員会が進める教職調整額の増額や超過勤務時間の縮減などに対しては、問題があるという基本的態度を維持しつつも、当面する、直面する課題についても要求をする。

1. 実際の超過勤務時間に見合うだけの金額に教職調整額を引き上げることを要求する。10%への引き上げでは、不十分である。
指導改善研修を受けている教員、幼稚園の教員にも、教職調整額を支給し、増額することを要求する。
2. 教職調整額を引き上げる際、他の手当を削減して財源にしないことを要求する。
教職調整額を増額する一方で、特別支援教育にかかわる「給料の調整額」が、現行の3%から2027年1月から2年連続で0.75%ずつ引き下げ1.5%とし、義務教育等教員特別手当を削減して学級担任に加算するというのは、問題である。
3. 1カ月の時間外在校等時間45時間以下 ⇒100%を目指す。1か月時間外在校等時間の平均 ⇒平均30時間程度。1年間時間外在校等時間⇒360時間以下。
超過勤務時間縮減の目標を掲げていることを歓迎するが、「実効性あるもの」、「具体策」を要求する。
4. 正確な勤務時間の記録が必要である。勤務時間開始前、終了後。土日の業務など。
管理職の人事評価に、働き方改革に資するマネジメントが追加されたことによって、

実際とは違う虚偽の時間の記録や業務の家への持ち帰りなどが起こらないよう指導することを要求する。

5. 業務や一人当たりの年間総授業時数の削減、学習指導要領の内容の精選、教職員定数の改善、国による財政の支援などを要求する。

Ⅲ. 「学校と教師の業務の3分類」について（事務職員にとっては業務の過重負担に）

3分類は、2019年の「指針」を見直したものです。強化・改善された部分の実効性を高めることはもちろんです。しかし、その中の「教師以外が積極的に参画すべき業務」には、「学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理」や「ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理」が、事務職員等の「積極的に参画」「中心に実施」などと、新たに記述されています。

教員については業務の軽減がはかれようとしているのに、事務職員については逆に業務のさらなる負担転嫁が進められようとしています。「学校における働き方改革」は、教員のみならず、すべての教職員に対して取り組まれるべきです。新「指針」による事務職員への「業務の押し付け」には反対します。

Ⅳ. 東京都人事委員会の勧告について

10月17日に行われた東京都人事委員会の勧告では、教員給与については教職調整額を始めとする給特法等の改正に伴う「適切な対応」が勧告されました。また、長時間労働の是正としては「東京都教育委員会においては、今まで以上に実効性の高い対策を講じて、計画的に教員の長時間労働の改善を進めていくことを期待する」と「期待する」と述べるだけで、人事委員会として積極的に改善していこうという意気込みが感じられないものです。「選ばれる都庁」「選ばれる学校」のためにも、教職員の待遇改善が必要です。

Ⅴ. 労使交渉について

人事委員会勧告後、都当局（総務局）と都労連は、精力的に交渉を行うものと思われます。勧告後から確定交渉山場までの間の交渉に、我々三者協の要求をも何とか取り入れていただきたく、今回の第1回目の要請を行います。

都教委・勤労課長からの総括的な回答

皆さま、日頃から職務に精励され、教育活動に従事されていることに敬意を表します。いま、いろいろお話をいただいたことについて、お答えすることは難しいことですが、概括的なお話で恐縮ですが、まず、要請いただいた件については、多岐にわたるものですし、人事委員会勧告の内容を踏まえて、検討しなければいけないというものもありますので、現時点で直接お答えすることは難しいものがあります。先ほど、皆様からお話があったように、しっかりと検討していきたいと思っています。労使で精力的に協議を行って結論を得ていきたいと考えていることについては変わりがありません。今後の対応につきましては、窓口で整理をしていきたいと思っています。

いま、個々の件でお話をいただいた中でですね、ほんとうはお話をした方がいいかな、と一瞬思うところもありましたが、時間もありますので、国の方で働き方改革とか、いろんな事業を国自身も義務としてうたっているものととか、都道府県教育委員会、区市町村教育委員会、そして学校として、義務としていろんなものが課せられているという意味では、皆さんにとってもピンチとして捉えている人もあるし、チャンスとして捉えている人もあると思います。今回、いろいろお話をいただいた中で、我々都教委としても、区市町村教育委員会と一緒にいろいろ考えていかなくてはいけないと思っていますこと自体は、思いとしては変わりません。今日は、こういう場でいろいろお話をいただいたことはよかったのかと思っています。時間もあるので、これくらいで閉めさせていただきます。今後とも、よろしくお願いします。今日は、ありがとうございました。